

(平成21年9月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件

石川国民年金 事案 300

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 6 月から 40 年 4 月までの期間、40 年 12 月から 42 年 7 月までの期間及び 42 年 11 月から 44 年 10 月までの期間の保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 9 月から 48 年 6 月まで

私の国民年金保険料は昭和 45 年まで父が納め、46 年以降は自分で納めていた。ねんきん特別便に申立期間の保険料がすべて未納とされていたため、社会保険事務所に確認したところ 49 年 3 月に還付されていると言われた。還付申請した記憶も還付金を受けた記憶も無いのに還付済みとなっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持している領収書等により、申立期間に係る国民年金保険料が納付されていることが確認できる一方、特殊台帳の備考欄に還付対象期間、還付金額及び還付日付が記入され、申立期間に係る国民年金保険料は昭和 49 年 3 月 13 日に還付されたことが記録されており、申立人に対する還付を疑わせる事情は見当たらないことから、申立期間に係る還付は行われたと考えられる。

しかし、申立期間のうち、申立人が厚生年金保険被保険者であったのは、昭和 38 年 9 月から 39 年 5 月までの期間、40 年 5 月から同年 11 月までの期間、41 年 3 月、42 年 8 月から同年 10 月までの期間及び 44 年 11 月から 48 年 6 月までの期間であり、これら厚生年金保険被保険者期間を除く申立期間（同一月内で厚生年金保険の資格取得及び資格喪失をしている昭和 41 年 3 月を含む。）について国民年金保険料を還付する合理的な理由は見当たらず、国民年金の強制被保険者であった当該期間を納付済期間とする必要がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 6 月から 40 年 4 月までの期間、40 年 12 月から 42 年 7 月までの期間及び 42 年 11 月から 44 年 10 月までの期間の保険料を納付していたものと認められる。

石川国民年金 事案 301

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から38年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から38年8月まで
申立期間当時は、婦人会が国民年金保険料を集金しており、私か妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納めていた。妻の保険料が納付済みとなっているのに、私の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料を60歳まですべて未納無く納付している上、申立人の妻も国民年金加入期間中の保険料をすべて納付しており、夫婦の保険料納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、保険料を一緒に納めていたとする申立人の妻は、申立期間のうち、昭和37年4月から38年5月までの保険料を納付済みであり、さらに、申立人が居住していた町（現在、市）の国民年金徴収原簿によれば、その後の38年6月から同年8月までの間も保険料が納付済みとなっており、申立人のみ未納となっているのは不自然である。

加えて、申立期間当時、申立人が居住していた地区において婦人会が国民年金保険料を集金していたこと及び当該地区で申立人と同時期に加入した者（6人）も婦人会集金により申立期間の保険料を未納無く納付していることが確認でき、そのほか当時の申立人に保険料の納付に支障を来すような周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年9月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年8月から同年10月まで
② 昭和46年6月から同年7月まで
③ 昭和48年9月から50年12月まで

私は昭和48年9月に退職し、転居した先の市役所で国民健康保険と国民年金の加入手続を行った。申立期間①及び②については、年内であればさかのぼって納付できるとの通知があり市役所で納付した。また、申立期間③については、定期的に保険料を納付しており、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後、厚生年金保険から国民年金への切替時の1か月間を除いて国民年金保険料を未納無く納付している。

また、申立人が現在居住している市の国民年金被保険者記録によれば、申立期間③のうち、昭和50年4月から同年12月までの期間は納付済みとされている。さらに、年度内に一部未納があった場合に保存されるべき特殊台帳が保存されておらず、少なくとも昭和50年度はすべて納付済みであったと推察できるほか、この納付状況を踏まえると、昭和53年とされている国民年金手帳記号番号の払出時期にも疑義があり、申立期間③の期間内に国民年金加入手続を行い、保険料を納付していた可能性がある。

一方、申立人は昭和48年9月に退職し、転居した先の市役所において、一括して申立期間①及び②の保険料を納付したと述べているが、その時点で申立期間①及び②の一部は時効により保険料を納付できず、申立内容に不合理な点がみられる上、退職時期や転居時期についての申立人の記憶は明確でなく、雇用保険の記録では48年12月まで雇用は継続しているほか、戸籍の附票の記録では同市への転入は49年7月となっている。加えて、申立期間①及び②の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年9月から50年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 26 年 7 月 12 日から 27 年 2 月 1 日まで
②昭和 27 年 1 月 8 日から 35 年 11 月 1 日まで

私は、年金相談をした際、A社及びB社に勤務していた期間については既に脱退手当金として受給しているという説明を初めて聞いたが、脱退手当金を請求したことも受給したことも無いので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社を退職後、脱退手当金を受給した記録がある2名は、「退職時に脱退手当金に関する説明は無かったので自分自身で請求をした。」と供述している上、申立期間に同社で総務をしていた担当者は、「一度も代理請求の手続を行ったことはない。」と供述していることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、昭和 35 年 12 月*日に婚姻し、改姓しているにもかかわらず、申立人に係る旧台帳、厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和41年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年5月21日から同年6月1日まで
私は、昭和41年5月にB社がC市から撤退した後、同一所在地にあったA社に、変わりなく継続して勤務し、給与も同額を受け取っていたのに、厚生年金保険に未加入となっているのは納得がいかないので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の供述、申立人が保有する給与所得の源泉徴収票及び給与支払報告書により、申立人が申立期間においてB社及びA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支払報告書の保険料控除額及び昭和41年6月の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所が解散しており不明であり、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月から46年3月まで
私は、通常、郵送されてきた納付書を用いて市役所の支所で国民年金保険料を納付していた。私が出稼ぎで不在の時期の保険料は父が私に代わって納付してくれていたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は納付書を用いて市役所の支所で国民年金保険料を納付していたと主張しているが、当該市によると、申立期間当時は印紙検認方式で保険料を徴収していたとしており、申立人の記憶は申立期間後のものである可能性が高い上、同居していた申立人の母は申立期間に係る保険料を免除申請しており、申立人と一緒に保険料を納付していた家族はおらず、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が出稼ぎに行っている時期について申立人に代わって保険料を納付していたとする申立人の父は既に他界していることから、当時の状況は不明である。

加えて、申立人は保険料納付済期間の途中が未納となっているのは不自然であるとしているが、社会保険庁の記録によると申立人は昭和42年4月ごろに国民年金に加入しているものの、申立期間後の46年4月ごろに再度加入手続を行っており、申立期間を挟んで異なった国民年金手帳記号番号により保険料を納付していることから、申立期間の前後を通じて同様の納付状況が継続していたとみることはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から50年3月まで
私が20歳のころに役場の人に勧められ母親が国民年金への加入手続をし、保険料を納付してくれていたことを覚えている。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、国民年金の加入及び保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付していたとされる申立人の母親は既に他界しているため、申立期間に係る保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人は、昭和50年8月ごろに国民年金に加入し、20歳となった49年*月にさかのぼって資格取得していることから、申立期間については過年度保険料となるが、申立人はその母親から申立人の国民年金加入手続を行ったとの話を聞いたことや保険料を町内会集金で納付していたことは記憶しているものの、過年度保険料を金融機関で納付した、社会保険事務所の職員が過年度保険料の徴収に来た等の話を聞いた記憶は無く、さかのぼって申立期間の保険料を納付していたかが不明である。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は無く、ほかに申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 52 年 11 月 20 日から 53 年 4 月 1 日まで
②昭和 54 年 7 月 8 日から 61 年 2 月 25 日まで

私は、昭和 52 年 11 月から 61 年 2 月まで A 事業所にほぼ毎日勤務し、給料から保険料が引かれていたはずであるにもかかわらず、53 年 4 月 1 日から 54 年 7 月 8 日までの期間しか厚生年金保険の被保険者として記録されていないことには、納得がいかないので申立期間については厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 事業所への勤務の経緯について具体的に述べているとともに当時の同僚等は、「申立人のことを知っている。申立期間当時、店舗を手伝っていた。」と述べていることから、申立人が申立期間に A 事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、A 事業所には申立期間当時の賃金台帳等は残っていないため、申立人の給与から厚生年金保険料の控除があったことは確認できない上、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、厚生年金保険料の控除についての記憶もあいまいである。

また、申立人の A 事業所における雇用保険の加入記録は、昭和 53 年 10 月 1 日から 54 年 7 月 7 日となっており、申立期間における雇用保険の加入記録も確認できない。

さらに、社会保険事務所が保管している A 事業所の被保険者原票を確認したところ、申立期間当時の健康保険被保険者番号は順番に払い出されており、欠番は無く、申立人の氏名の記載も無いことから、申立期間におい

て事業主により申立人に係る別の厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された形跡は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

申立人は、昭和 22 年 8 月 1 日から 25 年 3 月 31 日まで A 事業所に勤務していた。社会保険事務所の記録によると、同事業所において昭和 25 年 3 月 31 日に資格喪失となっているが、同年 4 月 1 日喪失となるはずであるから、申立期間は厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人自筆のメモ及び A 事業所が法人化した後の B 社が作成したと思われるメモ等により、申立人は、昭和 25 年 3 月 31 日に同事業所で勤務していた可能性があるとして認められる。

しかし、B 社は昭和 62 年 4 月に解散し、事業主も死亡しており、申立期間当時の給与台帳等、当時の申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる資料は残っていない上、事業主の親族に調査を行っても、申立期間における申立人の勤務実態等について確認することができない。

また、社会保険事務所が保管する A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の先頭ページから申立期間を含む昭和 25 年 10 月 1 日までに資格取得したことが記録されている被保険者の資格喪失日を検証したところ、申立人と同日に資格喪失した記録のある者が 4 名確認でき、そのうち連絡のとれた同僚 1 名に聴取しても、申立期間の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる供述は得られない。

さらに、申立人の妻は、申立期間に係る給与明細等の資料を保有していないことから、申立人の給与から昭和 25 年 3 月分の厚生年金保険料が控除されていたかどうか確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 4 月 1 日から 34 年 2 月 21 日まで
申立人は申立期間に、A事業所、B組、C製造工場、D工業の4事業所に勤務していたので、当該期間は給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるから、厚生年金保険の被保険者であったとして認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の遺族からは、「A事業所」の事業内容や同事業所における申立人の同僚等の氏名、申立人の勤務状況等について情報を得ることができず、同事業所の実態（事業主、業種、従業員規模等）が不明である上、申立人が同事業所に勤務していたことが確認できない。

しかし、E商工会関係者は、「F社（A事業所と類似名称の会社）の工場がE町内にもあった。同社に勤務していた地元の人らは通称で『A事業所』と呼んでいる。」と述べていることから、申立人が勤務したとする事業所は同社であった可能性が高いと思われ、社会保険事務所が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿のうち、昭和 23 年 10 月 1 日から 33 年 10 月 1 日までの間に資格を取得した 456 名分について検証したところ、健保番号は順番に払い出されており、欠番は無く、申立人の氏名は無かった。

2 申立人の遺族からは、「B組」の事業内容や同事業所における申立人の同僚等の氏名、申立人の勤務状況等について情報を得ることができず、同事業所の実態が不明である上、申立人が同事業所に勤務していたことが確認できない。

また、社会保険庁が保管する事業所記録照会回答票によると、株式会社B組の本社がG市にあることが記録されており、『E商工会 70年史』（E商工会発行）に申立人の妻が主張するE町（現在は、H市）内に同社の営業所等があったことが確認できることから、同社に申立人に係る人事記録等の有無について調査を行ったが、同社には申立期間当時の人事記録等は残っておらず、申立人の勤務実態を証言できる同僚等もない。

さらに、株式会社B組は、申立てどおりの届出をしていたことが確認できる申立期間当時の関係資料や厚生年金保険料を控除していたことが確認できる賃金台帳等を保有していない。

加えて、株式会社B組は、昭和28年5月18日に厚生年金保険の新規適用事業所となっているが、社会保険事務所が保管する同社に係る被保険者名簿の先頭ページから申立期間を含む36年10月1日までに資格を取得した者の記録を検証すると、健保番号は順番に払い出されており、欠番は無く、申立人の氏名は無かった。

- 3 申立人の遺族からは、「C製造工場」の事業内容や同事業所における申立人の同僚等の氏名、申立人の勤務状況等について情報を得ることができず、同事業所の実態が不明である上、申立人が同事業所に勤務していたことが確認できない。

また、『E商工会 70年史』によると、C製造業者として「I社E工場があった。」との記録があるが、社会保険庁の記録では申立期間に適用事業所となっている事業所の記録は無い。

- 4 申立人の遺族からは、「D工業」の事業内容や同事業所における申立人の同僚等の氏名、申立人の勤務状況等について情報を得ることができず、同事業所の実態が不明である上、申立人が同事業所に勤務していたことが確認できない。

また、商業登記簿では有限会社D工業がE町内にあったことが確認できるが、社会保険庁の記録では同社が適用事業所となった記録は無い。

上記1から4のほか、申立人の遺族は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、厚生年金保険料が控除されていたことが推認できる事情も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 11 月 3 日から 38 年 2 月 2 日まで

私は、昭和 37 年 11 月 2 日に A 社から解雇通告され、同日退職しているが、その際に 3 か月分の給与が一括支給された。厚生年金保険の保険料控除の事実が確認できる給与証明書等はないが、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び当時の同僚等の供述により、当時、A 社では労働争議が発生しており、その過程で、昭和 37 年 11 月 2 日に申立人等複数名が解雇通告を受け、これに伴い、申立人等複数名に 3 か月分の給与相当分の現金が支給されていることは推認できる。

しかし、申立人は、この現金支給に係る明細書等は受け取っていないとしているほか、A 社は既に廃業し、当時の人事記録、給与関係帳簿及び社会保険関係届出書等の資料は何も残っていない上、当時の事業主及び役員とは連絡がつかず、申立人の申立内容を裏付ける供述を得ることができない。

また、当時、申立人と一緒に解雇通告を受けた同僚 6 名のうち、3 名が申立人と同日に厚生年金保険資格を喪失していることが確認でき、この同僚 6 名のうちの 1 名は、受け取った現金について「会社が、私たちに解雇通告するに当たり、給与 3 か月分相当額の補償金又は慰労金を支給してくれたもので、給与ではない。そのような金から厚生年金保険料が差し引かれることはない。」と供述している。

さらに、社会保険事務所が保管している A 社の被保険者原票を確認したところ、申立人は、昭和 37 年 11 月 3 日に資格喪失し、その後の申立期間

当時の健康保険被保険者番号は順番に払い出され、欠番はなく、申立人の氏名の記載も無いことから、申立期間において事業主により申立人に係る厚生年金保険被保険者資格届が再提出された形跡は無い。

このほか、申立人のA社における申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。